

周南市訪問型短期集中予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準
等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年周南市要綱第71号の2）第3条に定める訪問型短期集中予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める。

(基本方針)

第2条 訪問型短期集中予防サービスは、疾病等で生活機能が低下した高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることを目的とし、単に一時的な運動器の機能向上、栄養状態の改善等を図るだけでなく、訪問型短期集中予防サービスの利用終了後においても、改善後の心身機能を維持・継続し、地域資源等を活用して元の暮らしを送ることができるよう、取り組まなければならない。

(実施内容)

第3条 訪問型短期集中予防サービスの実施内容は、次に掲げる内容とし、利用者の心身の状況、個別因子及び環境因子に応じて実施するものとする。

- (1) セルフマネジメント力向上プログラム（動機付け面談）
- (2) 運動機能向上プログラム
- (3) 生活行為指導並びに生活環境及び道具の工夫に関する助言
- (4) 栄養改善・口腔機能向上のための助言
- (5) その他社会参加支援等必要な支援

(実施回数等)

第4条 訪問型短期集中予防サービスの実施回数は、最大12回とする。ただし、利用者が12回の利用で目標を達成できなかった場合であって、利用回数を追加することで目標を達成できることが見込めるとき（利用者の状態像に大きな変更がある場合に限る。）は、ケアプランの変更をもって、12回を限度として追加することができる。

2 訪問型短期集中予防サービスを実施する事業者（以下「事業者」という。）は、フォローアップとして、利用者が訪問型短期集中予防サービスの利用を終了した日から1年を経過する日までに最大2回まで、心身機能の維持・継続のための評価及び助言を実施できるものとする。

(実施の手続等)

第5条 訪問型短期集中予防サービスを実施しようとする介護サービス提供事業者は、周南市訪問型短期集中予防サービス実施申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、その内容を審査した上で実施の可否を決定し、周南市訪問型短期集中予防サービス実施（決定・却下）通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 事業者は、訪問型短期集中予防サービスの実施を辞退する場合は、辞退する日の1月前までに周南市訪問型短期集中予防サービス実施辞退届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、第1項の申請内容に変更が生じる場合は、変更の前日までに周南市訪問型短期集中予防サービス実施変更届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(管理者)

第6条 事業者は、訪問型短期集中予防サービスを実施する事業所（以下「事業所」という。）ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従事者の員数等)

第7条 事業者が事業所ごとに置くべき従事者の員数は、専ら訪問型短期集中予防サービスの提供に当たる者が1人以上とする。

2 前項の従事者は、理学療法士、作業療法士等の、運動器の能力向上の業務を実施するに当たり経験及び専門的知識を有すると認められる者とする。

(設備、備品等)

第8条 事業所は、訪問型短期集中予防サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

(内容及び手続の説明並びに同意)

第9条 事業者は、訪問型短期集中予防サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、次条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者（管理者及び従事者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサ

ービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

(重要事項に関する規程の概要)

第10条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 営業日及び営業時間
- (3) 訪問型短期集中予防サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 緊急時等における対応方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、訪問型短期集中予防サービスの運営に関する重要事項

(地域包括支援センター等との連携)

第11条 事業者は、訪問型短期集中予防サービスの提供及び提供終了に当たっては、地域包括支援センター及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

(清潔の保持等)

第12条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第13条 事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、会議、検討会等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ

文書により得ておかなければならない。

（苦情への対応）

第14条 事業者は、提供した訪問型短期集中予防サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した訪問型短期集中予防サービスに関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の7の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 事業者は、利用者に対する訪問型短期集中予防サービスの提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問型短期集中予防サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備等）

第16条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、訪問型短期集中予防サービスを提供したときは、提供日、その内容、当該訪問型短期集中予防サービスについて法115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を利用者の介

護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記録するとともに、利用者からの申出があったときは、書面の交付その他適切な方法により、当該記録した内容を利用者に提供しなければならない。

- 3 事業者は、第14条第2項、前条第2項及び前項に規定する記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(便宜の提供)

第17条 事業者は、訪問型短期集中予防サービスの提供を廃止又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止しようとする日前1月以内に、訪問型短期集中予防サービスを受けていた者であつて、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型短期集中予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型短期集中予防サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、訪問型短期集中予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、別に定める。